

中小企業における事業承継について

私は数十年前に自らA社を創業して以来、現在に至るまでA社の株式を100%所有し、自ら代表取締役を務めています。私には妻と3人の子どもがいますが、A社の事業については長男に承継させたいと考えています。事業承継にあたり、どのような方法が考えられるでしょうか。

1. 中小企業における事業承継

我が国の企業の多くはいわゆる中小企業であるといわれており、経営者自身が大部分の自社株式を所有し、それらを経営基盤として安定した事業を行っているという例が多数です。また、経営者自身が所有する土地建物等の事業用資産を会社に賃貸するなどして事業を行っているケースも多くあります。

このような中小企業の事業承継においては、経営ノウハウや経営理念等を後継者に承継させることはもちろんですが、そのほか、自社株式や事業用資産などを後継者に集中的に承継させ、後継者の経営基盤を安定させることが必要となります。

具体的に、後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させる方法としては、生前贈与・遺言、後継者による買取りなどがあります。

2. 生前贈与・遺言

経営者が所有している自社株式や事業用資産を後継者に集中させる方法としては、後継者への生前贈与や遺言の方法があります。生前に何の対策もしないまま経営者が死亡した場合、相続財産の大半が自社株式や事業用資産である場合、後継者がこれらを集中的に取得することについて他の相続人の同意を得ることが難しくなります。したがって、自社株式や事業用資産については、生前に後継者に対して贈与をしたり、後継者に相続させる旨の遺言をしておくなど、対策を講じておくことが有効です。

経営者の生存中に、自社株式や事業用資産の所有権を後継者に贈与する場合、生前贈与については、遺言と違って、経営者が自由に撤回することはできませんので、自社株式などを譲り受けた後継者の地位が安定するというメリットがあります。

また、自社株式や事業用資産を後継者に相続させる旨又は遺贈する旨の遺言を作成し、

経営者の死亡時に後継者にこれらを相続取得させる場合、遺言者である経営者はいつでも遺言の撤回ができるので、生前贈与の場合に比べて、後継者の地位は不安定となりますが、経営者の側としては死亡までの間いつでも撤回ができることがメリットになる場合もあるでしょう。

遺言には、主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の２種類があります。「自筆証書」とは、遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等の全文を自書し、押印して作成するものです（民法９６８条１項）。「公正証書遺言」とは、遺言者が、原則として、証人２人以上とともに公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成するものです（民法９６９条）。

３．生前贈与、遺言と遺留分

後継者に自社株式や事業用資産を集中的に承継させる場合、生前贈与や遺言が有効な手法となるのですが、その際、最も問題となるのは「遺留分」です。

遺留分とは、被相続人の一定の近親者に留保された相続財産の一定の割合であり、被相続人の生前贈与や遺言によっても奪うことのできないものであり、子（その代襲相続人を含む）、直系尊属、配偶者らに認められています（民法１０２８条）。

経営者の個人資産の大部分が自社株式や事業用資産であるような場合、経営者が遺言や生前贈与によって特定の後継者に自社株式や事業用資産を集中して承継させようとする、後継者ではない相続人との関係では遺留分を侵害してしまう可能性があります。

その場合、後継者ではない相続人は後継者に対して遺留分減殺請求（他の相続人に侵害された自分の遺留分を取り戻すための請求）をすることができ（民法１０３１条）、後継者としては、財産の返還や金銭による弁償が必要となります（民法１０３６条、１０４１条）。

遺留分による紛争を防止する方法としては、生前贈与や遺贈を前提に遺留分の放棄（民法１０４３条）、あるいは、平成２０年に成立した経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）の民法特例を活用して、生前贈与した自社株式を遺留分算定基礎財産から除外しておくこと等が考えられます。いずれも非後継者の側の承諾が必要であるうえ、家庭裁判所の許可等一定の手続を必要とするものですが、経営者の生前には相続人となるべき者の間が円満であることが多く、経営者が予定される相続人らの理

解を得て、あらかじめ遺留分の放棄や遺留分算定基礎財産からの除外などの対策をとることも考えられます。

4. 後継者による買取り

生前贈与や遺言などがなかった場合、経営基盤たる自社株式や事業用資産は、経営者の死亡により相続人間に分散してしまうことになります。

この場合、後継者としては、自ら他の株主から株式を買い取るにより、後継者自身の株式保有量を増大させて持株比率を高め、経営基盤を安定させる必要があります。また、従前の経営者が、個人で所有していた土地建物などの事業用資産を会社で使用させていたような場合、そのような事業用資産を相続人などから買い取ることが必要となる場合もあります。

5. 本件の場合

本件の場合、長男に事業を承継させるために、A社の株式や土地建物を長男に生前贈与したり、あるいは長男に相続させるとの公正証書遺言を作成しておくなどの方法が有効であると思われますが、そのことにより妻や他の2人の子どもの遺留分を侵害することになるかどうかについて留意しておく必要があります。

妻及び子どもが相続人である場合、遺留分は2分の1とされていますので（民法1028条）、妻は遺産全体の4分の1（2分の1×法定相続分2分の1）、長男以外の子どもはそれぞれ遺産全体の各8分の1（2分の1×法定相続分4分の1）の遺留分を有することとなります。

あなたから妻や子どもに対して長男に事業を承継させることを説明して理解を得られるのであれば、遺留分の事前放棄や、遺留分算定基礎財産からの除外を利用することで、事業承継に伴う紛争を防止しておくことが望ましいでしょう。

なお、事業承継については税務的な観点からの検討も必要ですので、税理士や公認会計士などの専門家とも相談しておくのがよいでしょう。